

兵庫県町教育長会規約

(名 称)

第1条 本会は、兵庫県町教育長会と称する。

(組 織)

第2条 本会は、兵庫県内の町教育長をもって会員とする。

(目 的)

第3条 本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨にもとづいて、会員相互の連絡を密にし、あわせて教育並びに教育行政の組織及び運営の基本を確立し、もって県内の教育向上に尽くすことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 教育情報の交換
- (2) 県教育委員会及び県政策関係各機関との連絡
- (3) 教育に関する研究調査
- (4) 会員の研修
- (5) その他本会に必要な事項

(役 員)

第5条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	1 名
監 事	2 名

(役員を選出)

第6条 役員は、総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を整理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とし再選を防げない。ただし、補欠による役員の任期は、前任者の残留期間とする。

2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の報酬)

第9条 役員は、すべて無報酬とする。ただし、必要に応じて実費を弁償することができる。

(顧 問)

第10条 本会は、顧問を置くことができる。

(会 議)

第11条 本会の会議は、役員会及び総会とする。

- 2 役員会は、会長が必要に応じてこれを招集する。
- 3 総会は、毎年1回定時総会を開くほか、会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催する。

(役員会の構成)

第12条 役員会は、会長・副会長・監事をもって構成する。

(総会の構成及び議決事項)

第 13 条 総会は、県内各町教育長をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 会の予算及び決算に関すること。
- (2) 規約の制定改廃に関すること。
- (3) 役員の選出に関すること。
- (4) 事業計画及び事業報告の承認その他の承認に関すること。
- (5) その他重要事項の審議に関すること。

(会議の議決の方法)

第 14 条 総会は、その構成員の過半数のものの出席をもって会議を開くことができる。

ただし、総会に出席できないものは、あらかじめ他のものに委任し表決することができる。

2 会議の議事は、出席しているものの半数以上をもってこれを決する。

(事務局及び職員)

第 15 条 本会の事務局は、兵庫県町村会内に置く。

(会 計)

第 16 条 本会の経費は、兵庫県町村会からの補助金その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 17 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則 1 この規約は、昭和 53 年 6 月 7 日から施行する。

2 昭和 39 年 5 月 1 日施行の兵庫県町村教育会規約は、これを廃止する。

附則 この規約は、昭和 63 年 4 月 21 日一部改訂する。

附則 この規約は、平成 12 年 4 月 11 日一部改訂する。

附則 この規約は、平成 14 年 4 月 11 日一部改訂する。

附則 この規約は、平成 17 年 4 月 28 日一部改訂する。

附則 この規約は、平成 19 年 4 月 19 日一部改訂する。

附則 この規約は、平成 21 年 10 月 1 日一部改訂する。

附則 この規約は、平成 29 年 4 月 17 日一部改正する。

附則 この規約は、令和 7 年 4 月 18 日一部改正する。